

第6回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第6回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成14年2月1日(金)
午後1時30分～3時30分
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

報告事項

報告第15号 第4回新市名称候補選定小委員会報告について

報告第16号 新しいまちづくりに関する住民意識調査結果報告について

協議事項

協議第14号 慣行の取扱いについて(継続協議)

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号 一部事務組合の取扱いについて

確認事項

第7回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年10月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎 通	高富町	高富町長	
副会長	矢口 貢男	美山町	美山町長	
	村橋 忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	久保田・(ひとし)	高富町	高富町議会議長	
	渡辺 政勝		高富町議会議員	
	武山 和行		高富町議会議員	
	藤岡 功		学識経験者	
	杉田 實男		学識経験者	
	平野 元		学識経験者	
	三井 怜子		学識経験者	
	上野 登志博	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山 善道		伊自良村議会議員	
	川島 清夫		伊自良村議会議員	
	山崎 雄作		学識経験者	
	舩戸 繁俊		学識経験者	
	高井 克明		学識経験者	
	棚橋 壽子		学識経験者	
	長屋 孝	美山町	美山町議会議長	
	大西 克巳		美山町議会議員	
	小森 英明		美山町議会議員	
	河口 衛		学識経験者	
	高瀬 茂		学識経験者	
	花村 進		学識経験者	
石神 みち子	学識経験者			
河合 正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長	
古川 一美		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長	

役職名	氏名	備考
顧問	山田 忠雄	岐阜県議会議員

第4回新市名称候補選定小委員会報告について

1. 開催日時 平成14年1月10日(木)
午後2時55分～午後3時43分
2. 開催場所 高富町役場3階 会議室304・305
3. 協議内容 新市名称候補専用応募用紙について
4. 協議結果 新市名称候補募集専用応募用紙の様式等について協議を行い、別紙のとおり、専用応募用紙及び専用応募はがきを作成することとした。
この専用応募用紙及び専用応募はがきを、2月1日発行の合併協議会だより第6号に折り込み、各戸に配布することとした。

新しい市の名称を募集します

みなさんの住んでいる山県郡(高富町・伊自良村・美山町)は、平成15年4月1日に、ひとつのまち(市)になることを目指し、現在話し合いをしています。

もし、ひとつのまち(市)になった場合には、新しい名称をつけることとなりますので、みなさんからその名称のアイデアを募集します。

名称は漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。

応募される場合は3月 日までに担任の先生に提出してください。

新しい市の名称 (ふりがなをつけてください。)	_____
	市
名称の理由	_____

学校名	_____
学年・組	_____
年	_____
組	_____
名前	_____

あたらしいまち(市)の名前を 考えてみませんか！！

みなさんが住んでいる山県郡の3つのまちとむら(高富町・伊自良村・美山町)が
いっしょになり、ひとつのあたらしいまち(市)になることをめざして、みんなで話し合
いをしています。

もし、あたらしいまち(市)になったときには、そのまちに名前をつけることになりま
すので、みなさんでその名前を考えてください。

名前は、漢字、ひらがな、カタカナで書いて3月 日までに、担任の先生に出してく
ださい。

あたらしいまち(市)の名前
(ふりがなをつけてください。)

市

どうしてこの名前をつけましたか

がっこうめい
学校名

がくねん くみ
学年・組

ねん
年

くみ
組

なまえ
名前

岐阜県山県郡
新しいまちづくりに関する住民意識調査
結果報告書

平成 14 年 1 月

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

目 次

． 調査の概要及び回答者の属性

1 . 調査の概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査対象及び調査方法	1
(3) 回収結果	1
(4) 本調査報告書の見方について	2
2 . 回答者の属性	3
(1) 居住町村	3
(2) 性別	3
(3) 年齢	3
(4) 業種	3
(5) 就学先・勤務先	4
(6) 居住経験	4

． 調 査 結 果

1 . 市町村合併について	5
(1) 「市町村合併」についての見聞き	5
(2) 「市町村合併」の必要性	7
(3) 「市町村合併」に期待すること	9
2 . 山県郡の町村合併について	12
(1) 山県郡 3 町村の合併についての関心	12
(2) 山県郡 3 町村の将来イメージ	14
(3) 分野ごとの期待度	17
(4) 自由意見	25

・ 調査の概要及び回答者の属性

1 . 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、山県郡3町村における住民の町村合併への関心や地域の将来像についての意向等を把握し、新市将来構想・建設計画策定の基礎資料とするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として実施したものです。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象	山県郡3町村内の世帯
サンプル数	8,622
調査方法	郵送法
調査時期	平成13年10月

(3) 回収結果

町村名	人口	配布数	有効回収数	有効回収率
高富町	19,334	5,105	2,401	47.0%
伊自良村	3,517	951	420	44.2%
美山町	9,268	2,566	1,256	48.9%
居住町村不明	-	-	85	-
合計	32,119	8,622	4,162	48.3%

[各町村の人口は平成13年9月末日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数]

(4) 本調査報告書の見方について

本報告書を理解する上で、次の点に留意する必要があります。

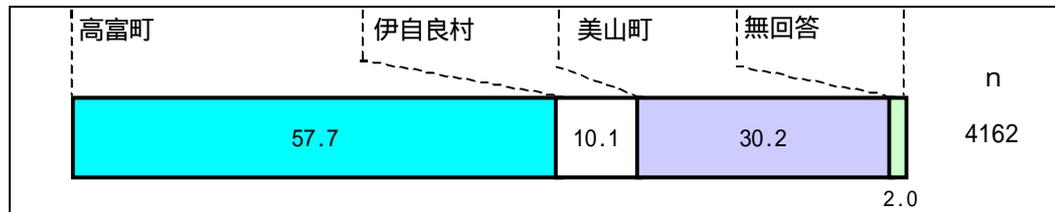
比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%とならない場合もあります。

基数となるべき実数は、“n = ”として掲載し、各比率はnを100%として算出しました。

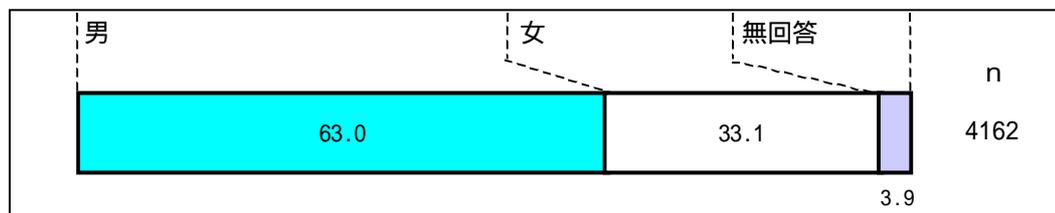
質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が3つまで回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

2. 回答者の属性

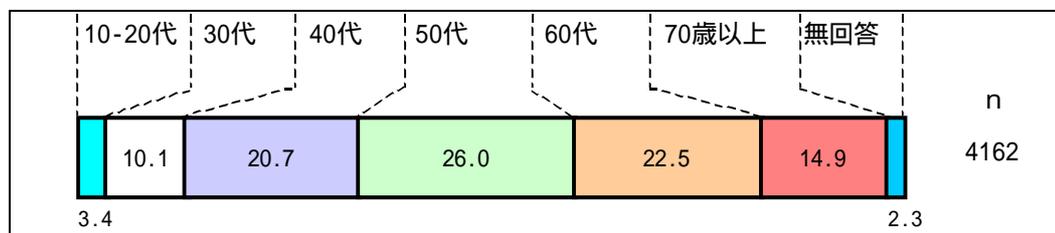
(1) 居住町村



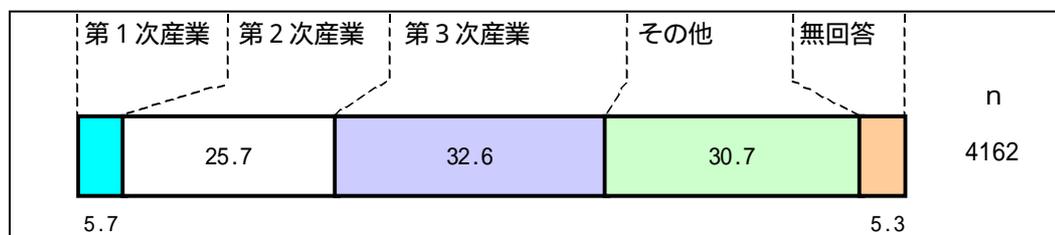
(2) 性別



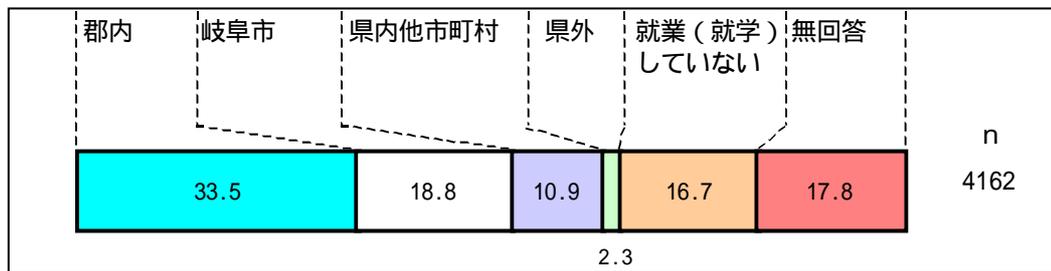
(3) 年齢



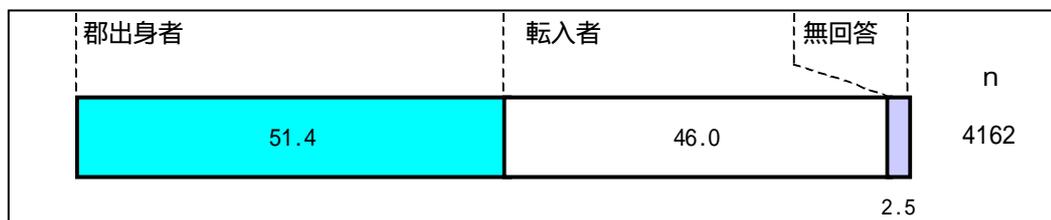
(4) 業種



(5) 就学先・勤務先



(6) 居住経験



・ 調 査 結 果

1 . 市町村合併について

(1) 「市町村合併」についての見聞き

問2 あなたは、この1年の間に「市町村合併」についての記事や報道などの話題を見聞きしたことがありますか。

「市町村合併」について“見聞きした”が89.1%、一方、“見聞きしなかった”は9.8%。

「市町村合併」についての見聞きを尋ねたところ、「たまに見聞きした」(57.4%)と回答した人が半数を超え、続く「頻繁に見聞きした」(31.7%)をあわせた“見聞きした”という人が89.1%にのぼり、ほぼ9割の人が市町村合併に関する記事や報道を見聞きしている結果となっています。一方、“見聞きしなかった”(「あまり見聞きしなかった」8.0%と「全く見聞きしなかった」1.8%の合計)は9.8%にとどまります。[図1参照]

これを居住町村別で“見聞きした”率をみると、高い順から伊自良村(94.8%)、高富町(89.6%)、美山町(86.8%)と続き、各町村ともほとんどの人が「市町村合併」について見聞きがあると答えています。また、伊自良村で「頻繁に見聞きした」(42.9%)という回答が他町に比べて多い傾向がみられます。

性別、年齢別でも、8割強～9割強の人が“見聞きした”と回答しています。

さらに業種別、就学先・勤務先別、居住経験別でも属性によって大きな差はみられず、ほとんどの人が「市町村合併」の話題に触れていることがうかがえます。[図2参照]

図1 「市町村合併」についての見聞き(全体)

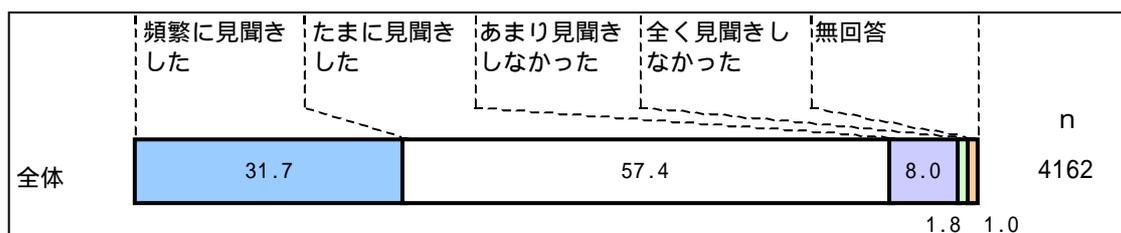
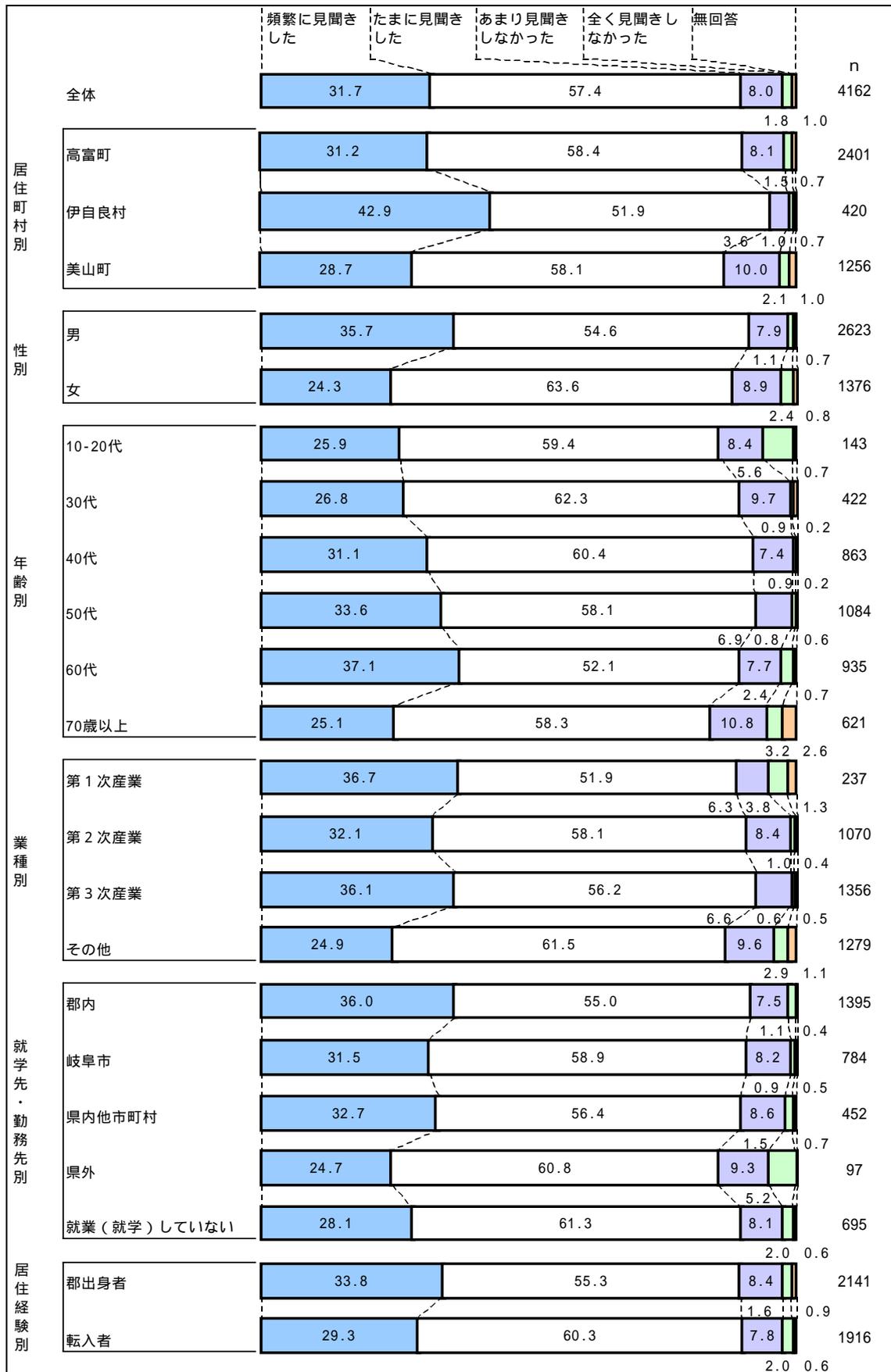


図2 「市町村合併」についての見聞き（全体、居住町村別、性別、年齢別、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別）



(2) 「市町村合併」の必要性

問3 あなたは、一般論として、「市町村合併」を進める必要があると思いますか。

「市町村合併」について“必要あり”という人が60.2%。一方、“必要なし”という人は22.7%。

一般論として「市町村合併」の必要性を尋ねたところ、「必要があると思う」が30.7%、「どちらかという必要があると思う」が29.5%となっており、これらをあわせた“必要あり”という人が60.2%となっています。一方、“必要なし”（「どちらかという必要がないと思う」13.3%と「必要がないと思う」9.4%の合計）は22.7%にとどまり、約6割の人が「市町村合併」を進める必要性を感じていることがうかがえます。なお、「わからない」は15.3%となっています。[図3参照]

これを居住町村別で“必要あり”の率をみると、高富町で61.4%、伊自良村で61.5%、美山町で57.3%となっており、すべての町村で「市町村合併」について“必要あり”という意向が多数を占めています。

また、性別では、“必要あり”の率が男性で65.8%、女性で49.7%と男性が大きく上回り、特に明確に「必要があると思う」と回答した率では、男性(35.8%)が女性(21.6%)を大きく上回ります。また、「わからない」と回答した率が女性では23.5%と男性の率(11.0%)の2倍以上となっています。

年齢別では“必要あり”の率をみると、高い順から60代(66.4%)、50代(63.0%)、70歳代(62.3%)、40代(54.8%)、10-20代(51.8%)、30代(50.0%)と続き、すべての世代で合併を必要とする意向が多数を占めています。特に50代以上では6割以上の人が「市町村合併」を必要と考えていることがうかがえます。

さらに、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別でも、すべての層で「市町村合併」を必要とする意向が多数を占めており、特に業種別の第1次産業従事者で70.4%と最も高くなっています。[図4参照]

図3 「市町村合併」の必要性（全体）

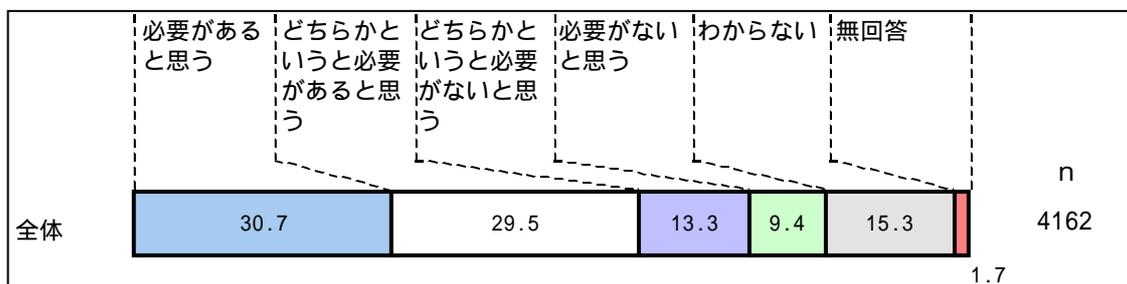
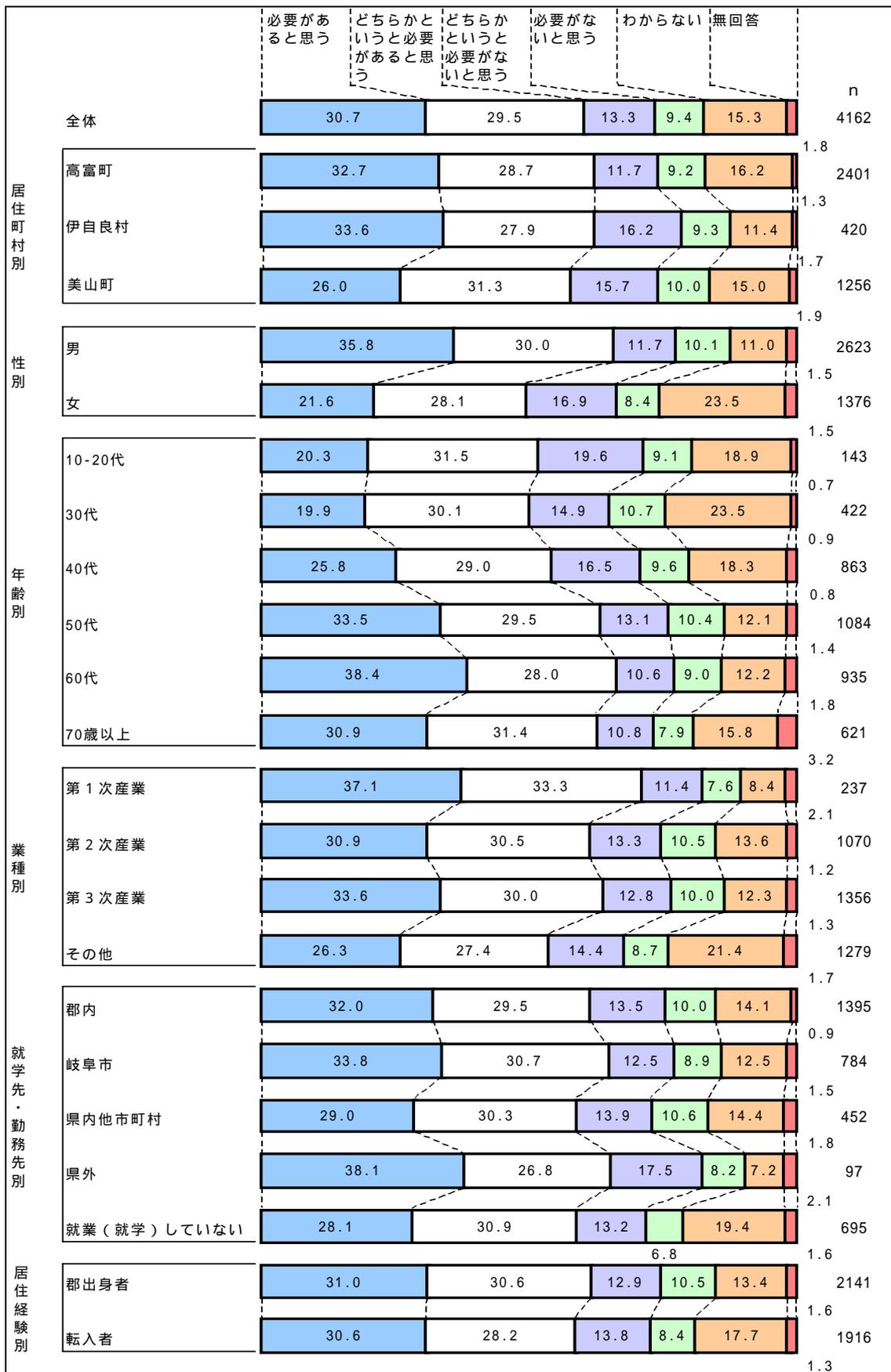


図4 「市町村合併」の必要性（全体、居住町村別、性別、年齢別、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別）



(3) 「市町村合併」に期待すること

問4 あなたが一般論として「市町村合併」に期待することは何ですか。【複数回答】

市町村合併に期待することは、「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」が上位を占める。

一般論として「市町村合併」に期待することを尋ねたところ、「行政事務の効率化による経費削減」(53.2%)及び「各種行政サービスの充実と安定的提供」(52.2%)が半数を超え、次いで「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」(44.4%)が続き、これらが「市町村合併」に期待することの上位を占めます。その他では「イメージが良くなり、知名度が上がる」(20.5%)、「重点的投資による魅力的な事業の実施」(19.6%)、「他市町村にあった文化・体育施設の利用」(18.5%)が2割前後で続いています。[図5参照]

これを居住町村別、性別、年齢別でも、すべての層で「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」が上位回答を占めていますが、属性による特徴として、性別の男性では「行政事務の効率化による経費削減」(56.7%)、女性では「各種行政サービスの充実と安定的提供」(57.1%)への期待が高いこと、年齢別の10-20代では「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」(51.7%)が第1位となっていること、70歳以上では「各種行政サービスの充実と安定的提供」(62.0%)に回答が集中していることなどが挙げられます。[表1参照]

図5 「市町村合併」に期待すること（全体／複数回答）

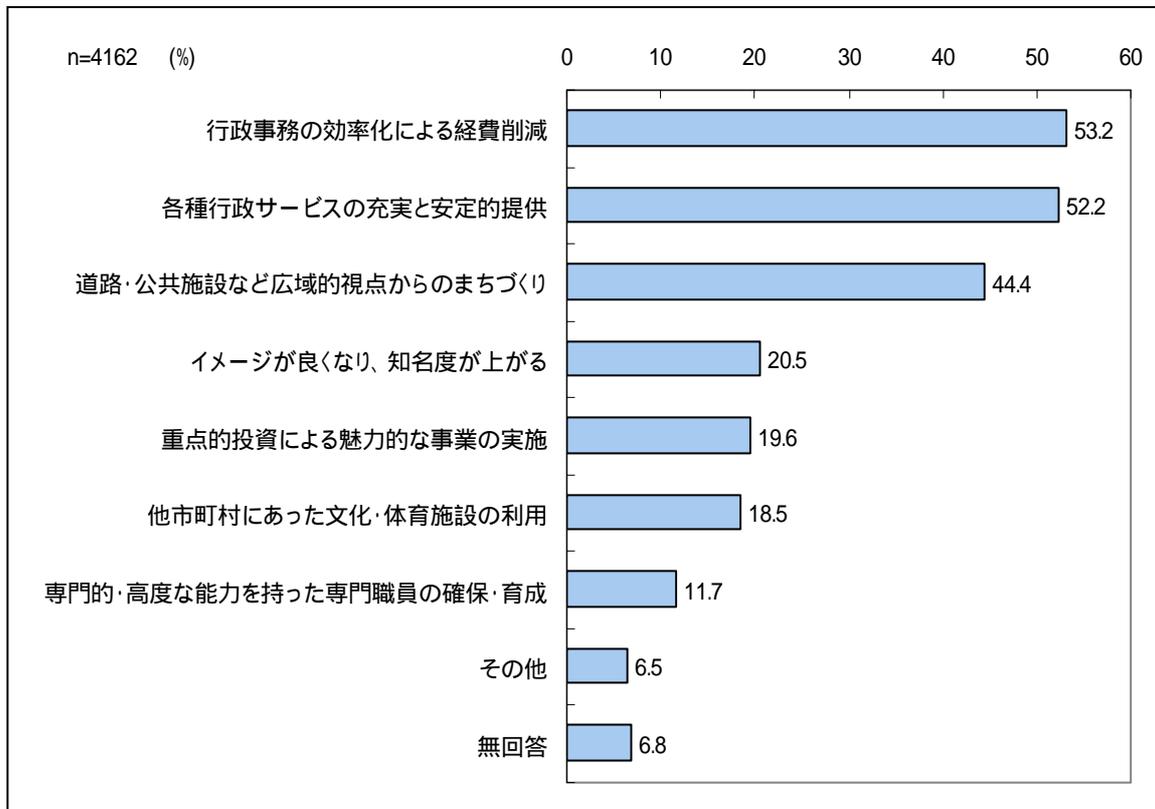


表1 「市町村合併」に期待すること（全体、居住町村別、性別、年齢別）

（単位：％、上位3位）

	第1位	第2位	第3位
全体	行政事務の効率化による経費削減 53.2	各種行政サービスの充実と安定的提供 52.2	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 44.4
高富町	各種行政サービスの充実と安定的提供 53.5	行政事務の効率化による経費削減 53.4	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 46.0
伊自良村	行政事務の効率化による経費削減 56.0	各種行政サービスの充実と安定的提供 47.1	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 38.8
美山町	行政事務の効率化による経費削減 52.9	各種行政サービスの充実と安定的提供 51.4	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 43.6
男	行政事務の効率化による経費削減 56.7	各種行政サービスの充実と安定的提供 49.3	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 46.2
女	各種行政サービスの充実と安定的提供 57.1	行政事務の効率化による経費削減 47.7	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 41.9
10-20代	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 51.7	各種行政サービスの充実と安定的提供 50.3	行政事務の効率化による経費削減 35.7
30代	各種行政サービスの充実と安定的提供 50.9	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 46.4	行政事務の効率化による経費削減 44.3
40代	行政事務の効率化による経費削減 56.4	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 45.5	各種行政サービスの充実と安定的提供 44.8
50代	行政事務の効率化による経費削減 55.8	各種行政サービスの充実と安定的提供 49.5	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 46.5
60代	行政事務の効率化による経費削減 57.6	各種行政サービスの充実と安定的提供 56.5	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 44.3
70歳以上	各種行政サービスの充実と安定的提供 62.0	行政事務の効率化による経費削減 47.7	道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり 36.9

2 . 山県郡の町村合併について

(1) 山県郡 3 町村の合併についての関心

問 5 山県郡 3 町村の合併について関心がありますか。

“ 関心がある ” が 77.3%。一方、“ 関心がない ” が 16.0%。

山県郡 3 町村での合併についての関心を尋ねたところ、「まあまあ関心がある」と回答した人が最も多く 46.1%、次いで「大いに関心がある」が 31.2%で続き、これらをあわせた“ 関心がある ” という人が 77.3%にのびります。一方、“ 関心がない ”（「ほとんど関心がない」11.1%と「全く関心がない」4.9%の合計）は 16.0%にとどまります。なお、「わからない」との回答は 5.3%となっています。[図 6 参照]

これを居住町村別でみると、伊自良村で“ 関心がある ” と回答した人が 83.8%と最も高く、特に「大いに関心がある」と回答した人が 40.0%にのびります。また、“ 関心がある ” 率は高富町で 76.9%、美山町で 76.3%といずれの町村でも関心が高いことがうかがえます。

性別で“ 関心がある ” の率をみると、男性では 80.5%、女性では 71.9%と男性の関心が高い傾向がみられます。年齢別では高い順から 50 代(80.3%)、40 代(78.8%)、60 代(78.6%)、10-20 代(74.8%)、30 代(74.6%)、70 歳以上(71.1%)と続き、最も低い 70 歳以上でも 7 割を超え、世代を超えて関心が高い結果となっています。

さらに、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別でみてもすべての層で“ 関心がある ” 率が 7 割を超え、山県郡 3 町村での合併について関心が高いことがうかがえます。[図 7 参照]

図 6 山県郡 3 町村の合併についての関心（全体）

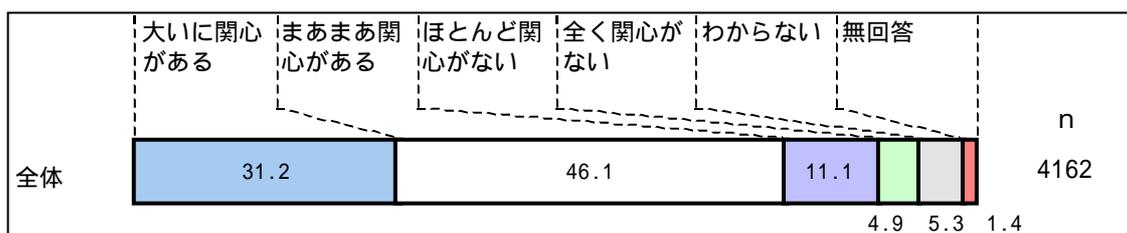
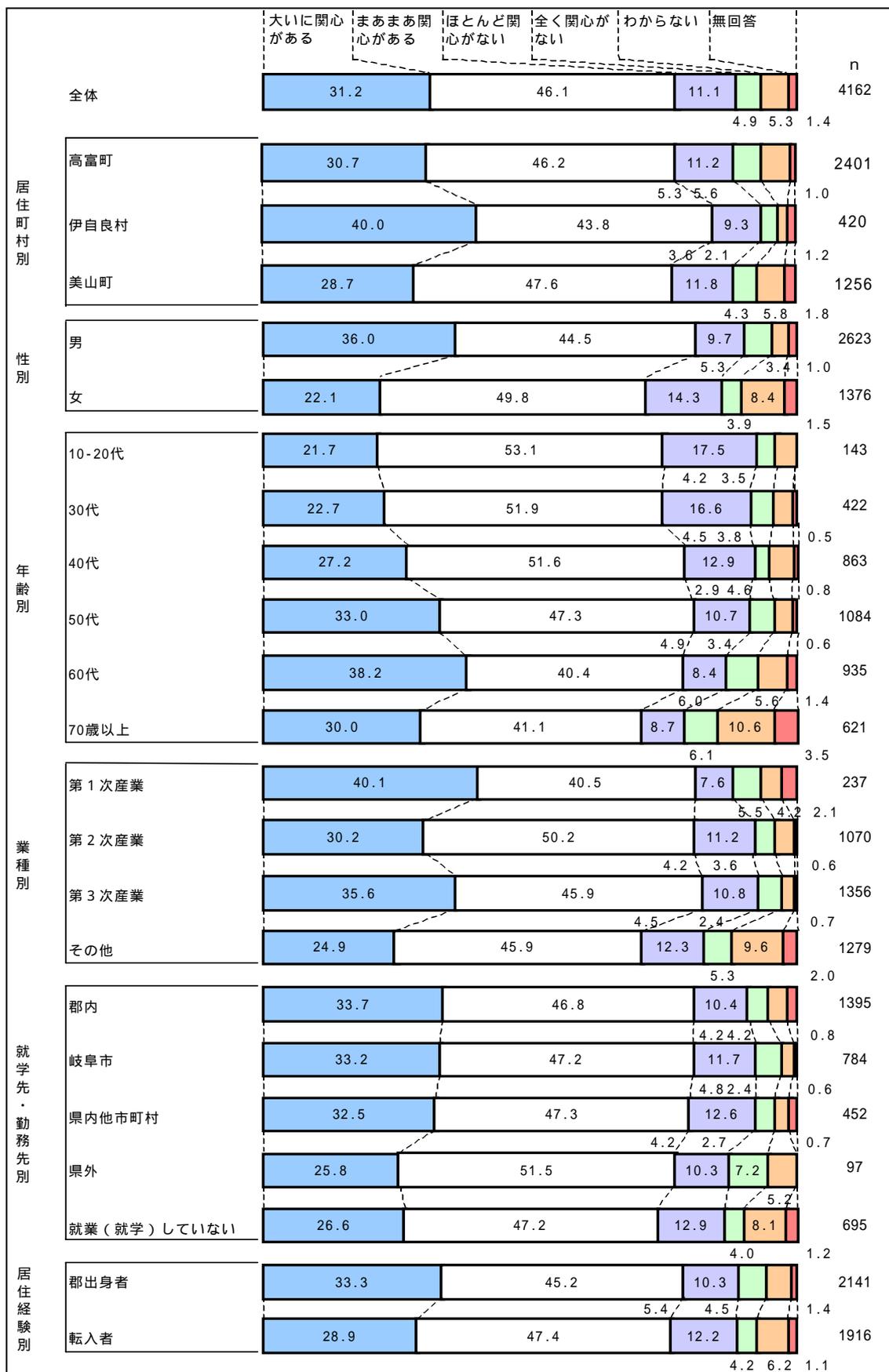


図7 山県郡3町村の合併についての関心(全体、居住町村別、性別、年齢別、業種別、就学先・勤務先別、居住経験別)



(2) 山県郡 3 町村の将来イメージ

問 6 山県郡 3 町村の将来イメージとして、どれが適切だと思いますか。【複数回答】

「保健・福祉のまち」が第 1 位。次いで「自然環境を大切にすまち」、「生活環境が整ったまち」の順。

山県郡 3 町村の将来イメージを尋ねたところ、「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」(48.5%)が第 1 位、次いで「緑豊かな自然環境を大切にすまち」(40.5%)、「道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」(40.1%)がほぼ同率で続き、これらが将来イメージの上位を占めています。その他では、「交通事故や災害、犯罪のない安全なまち」(29.1%)、「ゴミや公害のない清潔・快適なまち」(27.6%)が 3 割弱で続き、以下、「活力に満ちた産業のまち」(18.6%)、「にぎわいや活気のあるまち」(14.2%)などの順となっています。[図 8 参照]

これを居住町村別で第 1 位回答みると、高富町・美山町では「保健・福祉のまち」(49.9%・47.6%)、伊自良村では「自然環境を大切にすまち」(48.8%)となっています。

性別、年齢別でもほとんどの層で「保健・福祉のまち」が第 1 位となり、特に年齢別の 70 歳以上では 62.2%と高率となっています。また、40 代では「自然環境を大切にすまち」(48.0%)を挙げる人が多く、第 1 位回答となっています。

[表 2 参照]

図8 山県郡3町村の将来イメージ（全体／複数回答）

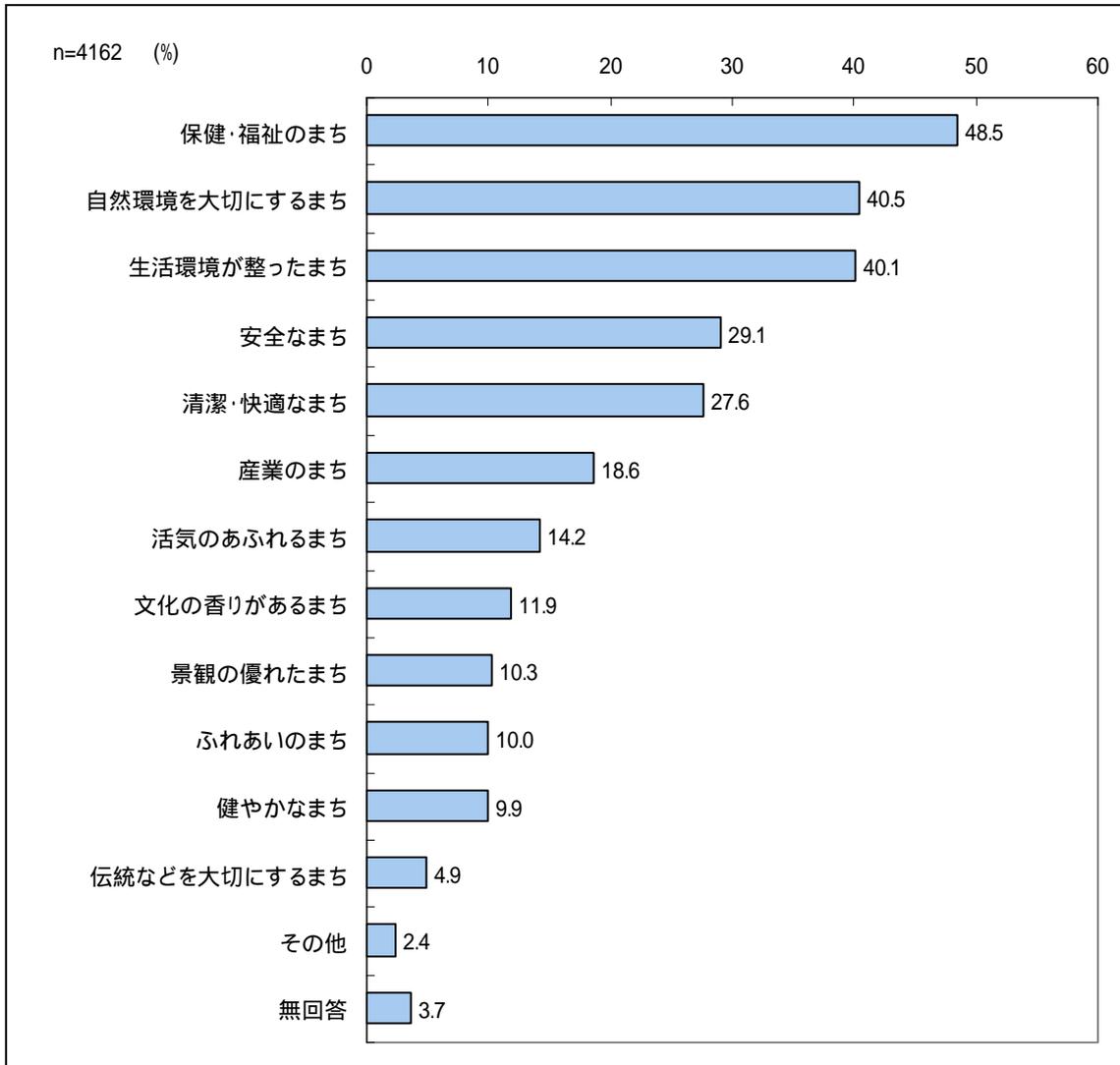


表2 山県郡3町村の将来イメージ（全体、居住町村別、性別、年齢別）

（単位：％、上位3位）

	第1位	第2位	第3位
全体	保健・福祉のまち 48.5	自然環境を大切にす るまち 40.5	生活環境が整った まち 40.1
高富町	保健・福祉のまち 49.9	生活環境が整った まち 41.4	自然環境を大切に するまち 40.7
伊自良村	自然環境を大切に するまち 48.8	保健・福祉のまち 42.1	安全なまち 36.0
美山町	保健・福祉のまち 47.6	生活環境が整った まち 42.0	自然環境を大切に するまち 37.9
男	保健・福祉のまち 46.7	生活環境が整った まち 42.1	自然環境を大切に するまち 40.0
女	保健・福祉のまち 51.1	自然環境を大切に するまち 42.8	生活環境が整った まち 37.0
10-20代	保健・福祉のまち 48.3	自然環境を大切に するまち 44.1	生活環境が整った まち 39.9
30代	保健・福祉のまち 46.7	自然環境を大切に するまち 45.7	生活環境が整った まち 44.3
40代	自然環境を大切に するまち 48.0	保健・福祉のまち 40.3	生活環境が整った まち 39.9
50代	保健・福祉のまち 44.1	生活環境が整った まち 41.3	自然環境を大切に するまち 41.3
60代	保健・福祉のまち 52.6	生活環境が整った まち 42.0	自然環境を大切に するまち 36.5
70歳以上	保健・福祉のまち 62.2	安全なまち 33.2	生活環境が整った まち 33.0

(3) 分野ごとの期待度

問7 山県郡3町村の合併による期待度を分野ごとにお尋ねします。

全体傾向

期待度が最も高い分野は『保健・医療・福祉分野』。次いで『生活環境分野』、『文化・人づくり分野』の順。

各分野で最も期待度の高い項目は『保健・医療・福祉分野』では「保健・医療体制の充実」、『生活環境分野』では「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」、『産業振興分野』では「工業の振興」、『文化・人づくり分野』では「学校教育の充実」、『地域振興分野』では「CATVやインターネットの活用など地域情報化」。

期待度が最も高い項目は「保健・医療体制の充実」。次いで「社会保障の充実」、「高齢者福祉の充実」の順。

山県郡3町村の合併による期待度を、5つの分野（保健・医療・福祉分野、生活環境分野、産業振興分野、文化・人づくり分野、地域振興分野）ごとに、それぞれ項目（全28項目）を設け、項目ごとに「非常に期待する」、「期待する」、「特に期待しない」の3段階で回答してもらいました。

その回答から加重平均値（次頁参照）により期待度（最高10ポイント～最低0ポイント）を算出してみると、最も期待度の高い分野は、『保健・医療・福祉分野』（平均6.69）、次いで『生活環境分野』（同6.07）、『文化・人づくり分野』（同5.40）、『地域振興分野』（同5.12）、『産業振興分野』（同4.96）となっています。

また、各分野で最も期待度が高い項目は、『保健・医療・福祉分野』では「保健・医療体制の充実」（7.18）、『生活環境分野』では「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」（6.90）、『産業振興分野』では「工業の振興」（5.45）、『文化・人づくり分野』では「学校教育の充実」（6.55）、『地域振興分野』では「CATVやインターネットの活用など地域情報化」（5.67）という結果となっています。[表3参照]

さらに各項目の期待度をみると、最も期待度が高いものは「保健・医療体制の充実」（7.18）、次いで「社会保障の充実」（7.06）、「高齢者福祉の充実」（6.99）と保健・医療・福祉分野の項目が上位を占め、以下、「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」（6.90）、「学校教育の充実」（6.55）、「道路の整備」（6.54）、「環境保全対策の推進」（6.49）などの順となっています。[図8参照]

加重平均値による期待度の算出方法	
3段階の評価にそれぞれ点数を与え、期待度を算出します。	
期待度 =	$\left(\begin{array}{l} \text{「非常に期待する」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \text{「期待する」の回答者数} \times 5 \text{点} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「非常に期待する」} \\ + \text{「期待する」} \\ + \text{「特に期待しない」} \\ \text{の回答者数} \end{array} \right)$
この算出方法では、期待度は10点～0点の間に分布し、10点に近くになるほど期待度は高くなります。	

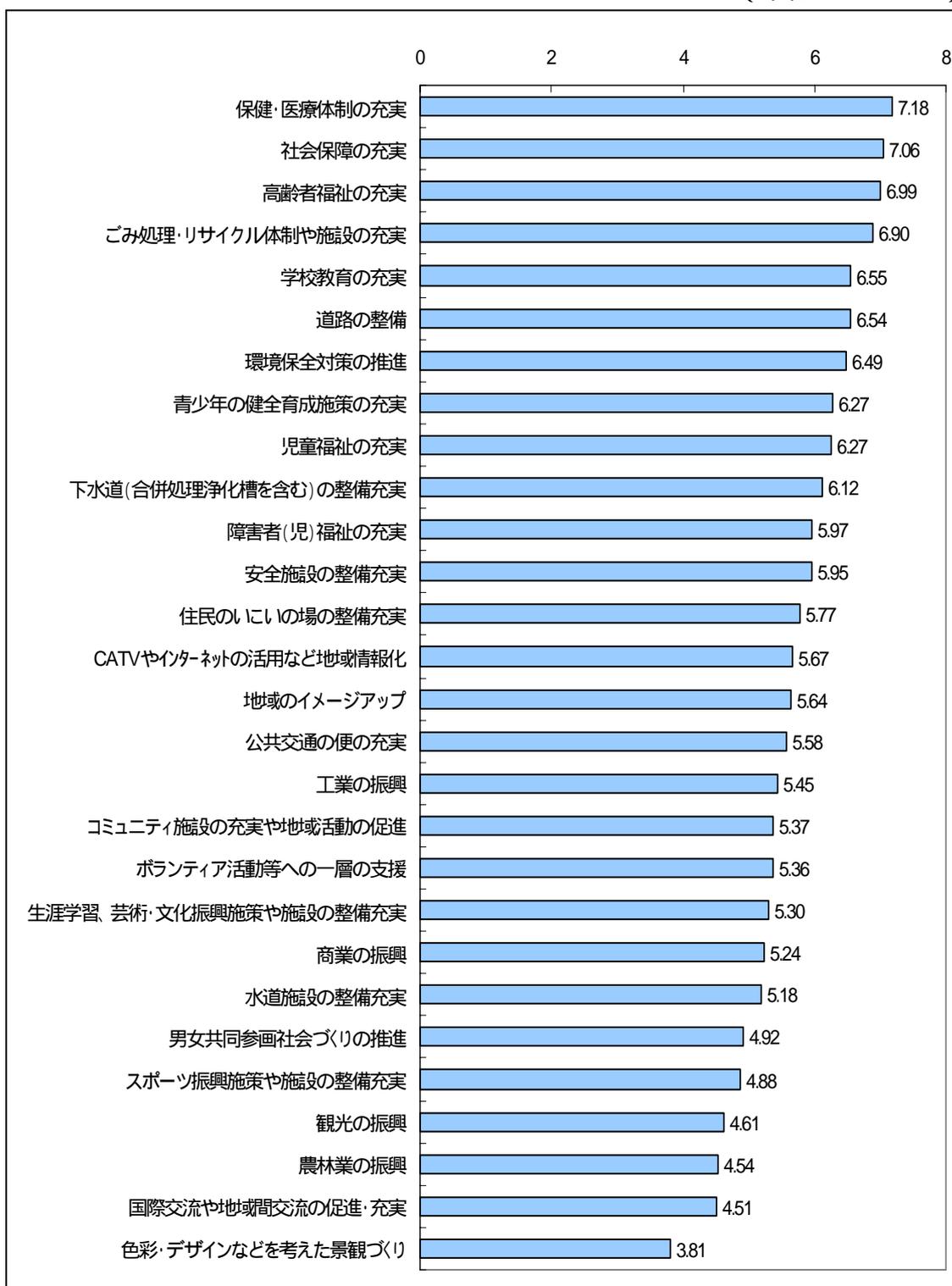
表3 各分野の期待度（分野別、項目別）

（単位：ポイント）

分野	項目	期待度
保健・医療・福祉分野	保健・医療体制の充実	7.18
	高齢者福祉の充実	6.99
	障害者（児）福祉の充実	5.97
	児童福祉の充実	6.27
	社会保障の充実	7.06
	平均	6.69
生活環境分野	道路の整備	6.54
	公共交通の便の充実	5.58
	安全施設の整備充実	5.95
	水道施設の整備充実	5.18
	下水道（合併処理浄化槽を含む）の整備充実	6.12
	ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実	6.90
	環境保全対策の推進	6.49
	住民のいきいきの場の整備充実	5.77
平均	6.07	
産業振興分野	農林業の振興	4.54
	商業の振興	5.24
	工業の振興	5.45
	観光の振興	4.61
	平均	4.96
文化・人づくり分野	生涯学習、芸術・文化振興施策や施設の整備充実	5.30
	スポーツ振興施策や施設の整備充実	4.88
	学校教育の充実	6.55
	青少年の健全育成施策の充実	6.27
	男女共同参画社会づくりの推進	4.92
	ボランティア活動等への一層の支援	5.36
	国際交流や地域間交流の促進・充実	4.51
	平均	5.40
地域振興分野	コミュニティ施設の充実や地域活動の促進	5.37
	色彩・デザインなどを考えた景観づくり	3.81
	CATVやインターネットの活用など地域情報化	5.67
	地域のイメージアップ	5.64
	平均	5.12

図8 各項目の期待度（全体、期待度降順）

（単位：ポイント）



居住町村別

期待度について居住町村別でそれぞれの特徴をみていくと、最も期待度の高い分野は、すべての町村で『保健・医療・福祉分野』となっており、特に高富町(6.80)のポイントが高い結果となっています。また、美山町では『産業振興分野』(5.27)への期待が高い傾向がみられます。[表4参照]

また各分野で最も期待度の高い項目をみると、『保健・医療・福祉分野』では高富町が「社会保障の充実」(7.22)、伊自良村・美山町では「保健・医療体制の充実」(6.81・7.21)、『生活環境分野』では高富町・伊自良村が「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」(7.02・6.64)、美山町が「道路の整備」(7.13)、『産業振興分野』では高富町が「商業の振興」(5.34)、伊自良村・美山町が「工業の振興」(4.76・6.11)、『文化・人づくり分野』ではすべての町村で「学校教育の充実」、『地域振興分野』では高富町・伊自良村が「CATVやインターネットの活用など地域情報化」(5.64・6.13)、美山町が「地域のイメージアップ」(5.56)となっています。[表5参照]

さらに各項目の期待度をみると、高富町では「社会保障の充実」(7.22)が第1位となっており、次いで第2位が「保健・医療体制の充実」(7.20)、第3位が「高齢者福祉の充実」(7.16)と続き、以下、「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」(7.02)、「環境保全対策の推進」(6.62)などの順となっています。[図9参照]

伊自良村では「保健・医療体制の充実」(6.81)が第1位となっており、第2位が「学校教育の充実」(6.67)、第3位が「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」(6.64)と続き、以下、「環境保全対策の推進」(6.55)、「社会保障の充実」(6.44)などの順となっています。

[図10参照]

美山町では「保健・医療体制の充実」(7.21)が第1位となっており、次いで第2位が「道路の整備」(7.13)、第3位が「社会保障の充実」(6.92)と続き、以下、「高齢者福祉の充実」(6.84)、「ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実」(6.69)の順となっています。[図11参照]

表4 分野別の期待度（分野別、全体、居住町村別）

（単位：ポイント）

	全体	高富町	伊自良村	美山町
保健・医療・福祉分野	6.69	6.80	6.24	6.61
生活環境分野	6.07	6.16	5.47	6.06
産業振興分野	4.96	4.89	4.48	5.27
文化・人づくり分野	5.40	5.52	5.02	5.28
地域振興分野	5.12	5.21	5.16	4.91

表5 各分野で最も期待度の高い項目（分野別、全体、居住町村別）

（単位：ポイント）

	全体	高富町	伊自良村	美山町
保健・医療・福祉分野	保健・医療体制の充実 7.18	社会保障の充実 7.22	保健・医療体制の充実 6.81	保健・医療体制の充実 7.21
生活環境分野	ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実 6.90	ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実 7.02	ごみ処理・リサイクル体制や施設の充実 6.64	道路の整備 7.13
産業振興分野	工業の振興 5.45	商業の振興 5.34	工業の振興 4.76	工業の振興 6.11
文化・人づくり分野	学校教育の充実 6.55	学校教育の充実 6.56	学校教育の充実 6.67	学校教育の充実 6.51
地域振興分野	CATVやインターネットの活用など地域情報化 5.67	CATVやインターネットの活用など地域情報化 5.64	CATVやインターネットの活用など地域情報化 6.13	地域のイメージアップ 5.56

図9 各項目の期待度（高富町、期待度降順）

（単位：ポイント）

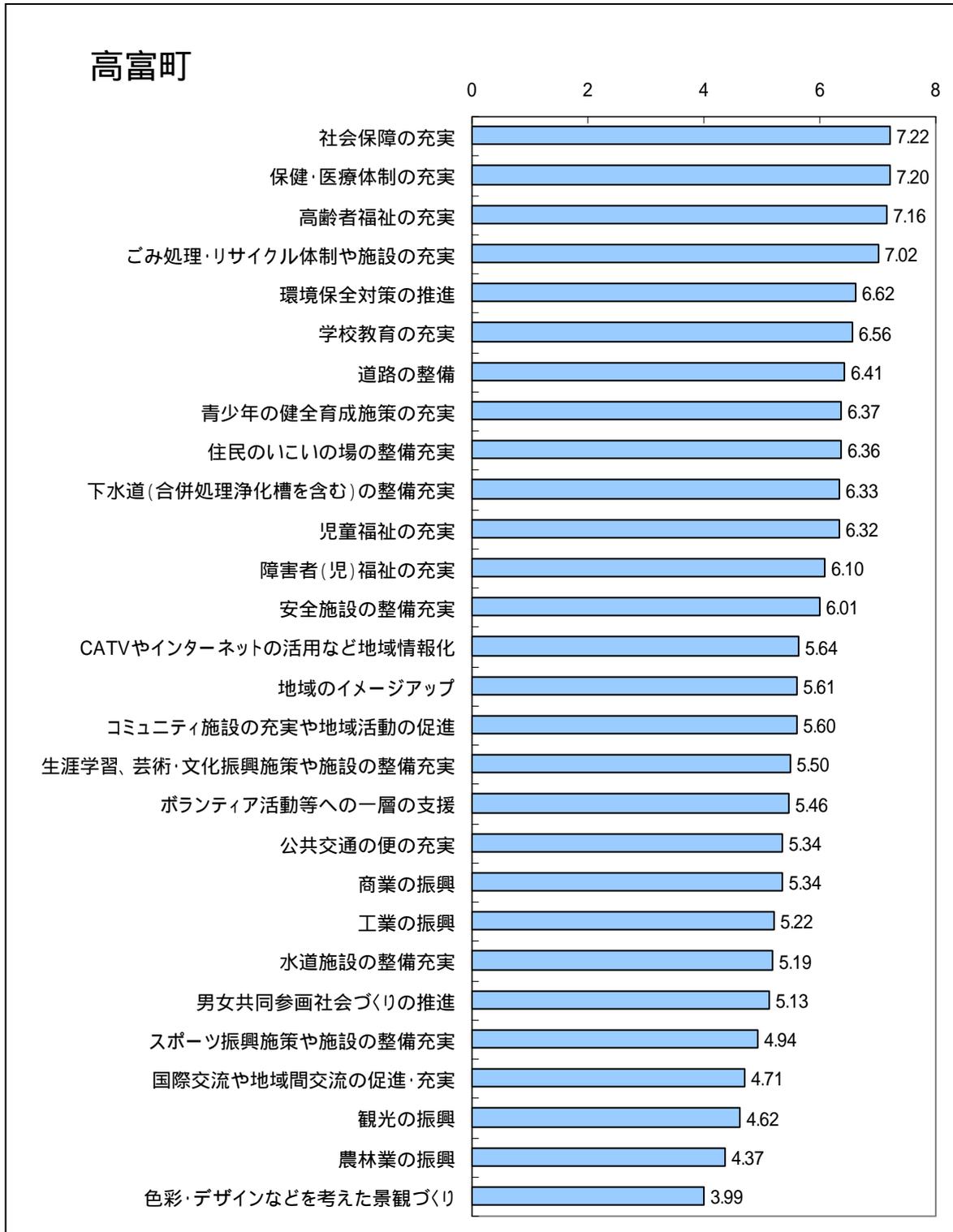


図 10 各項目の期待度（伊自良村、期待度降順）

（単位：ポイント）

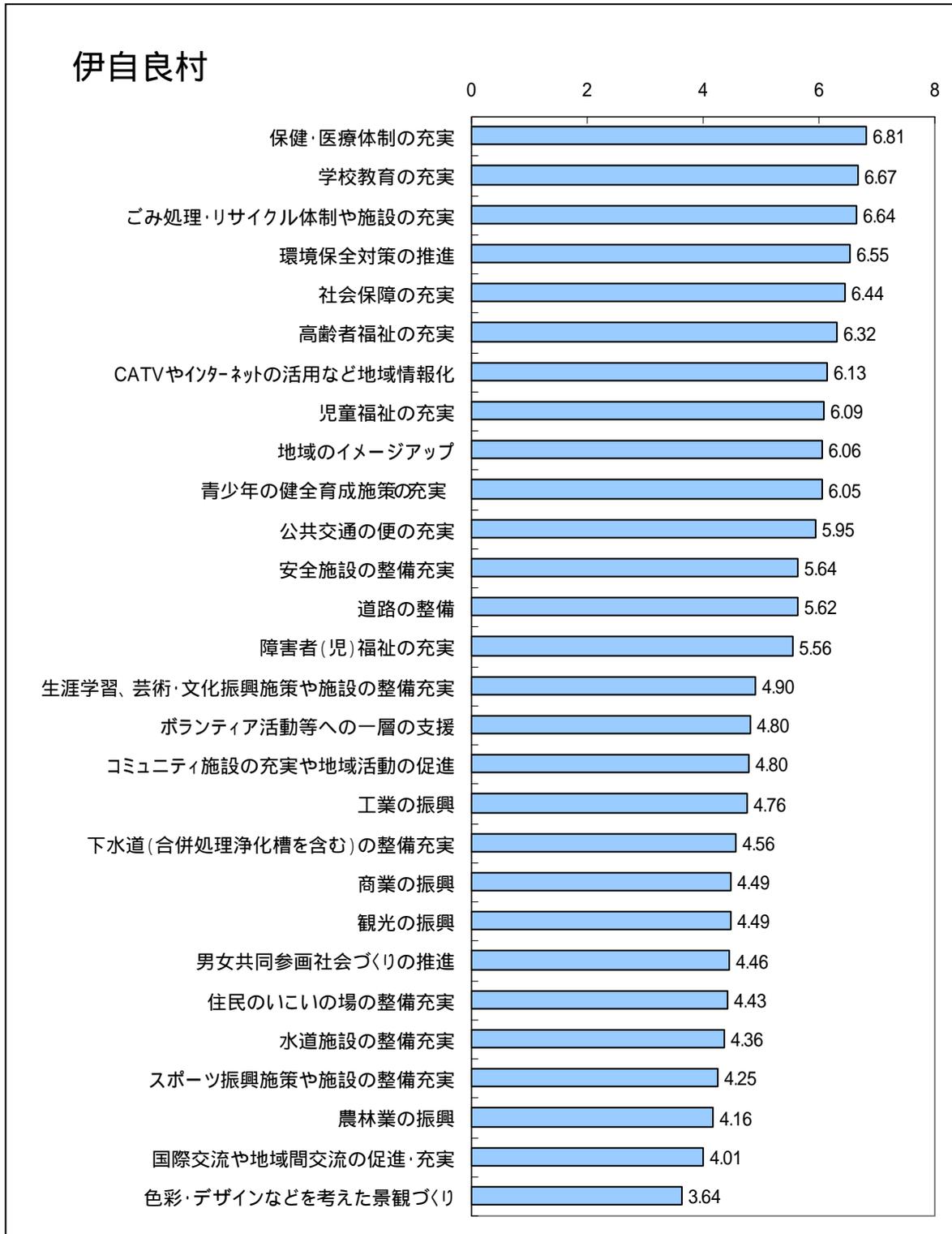
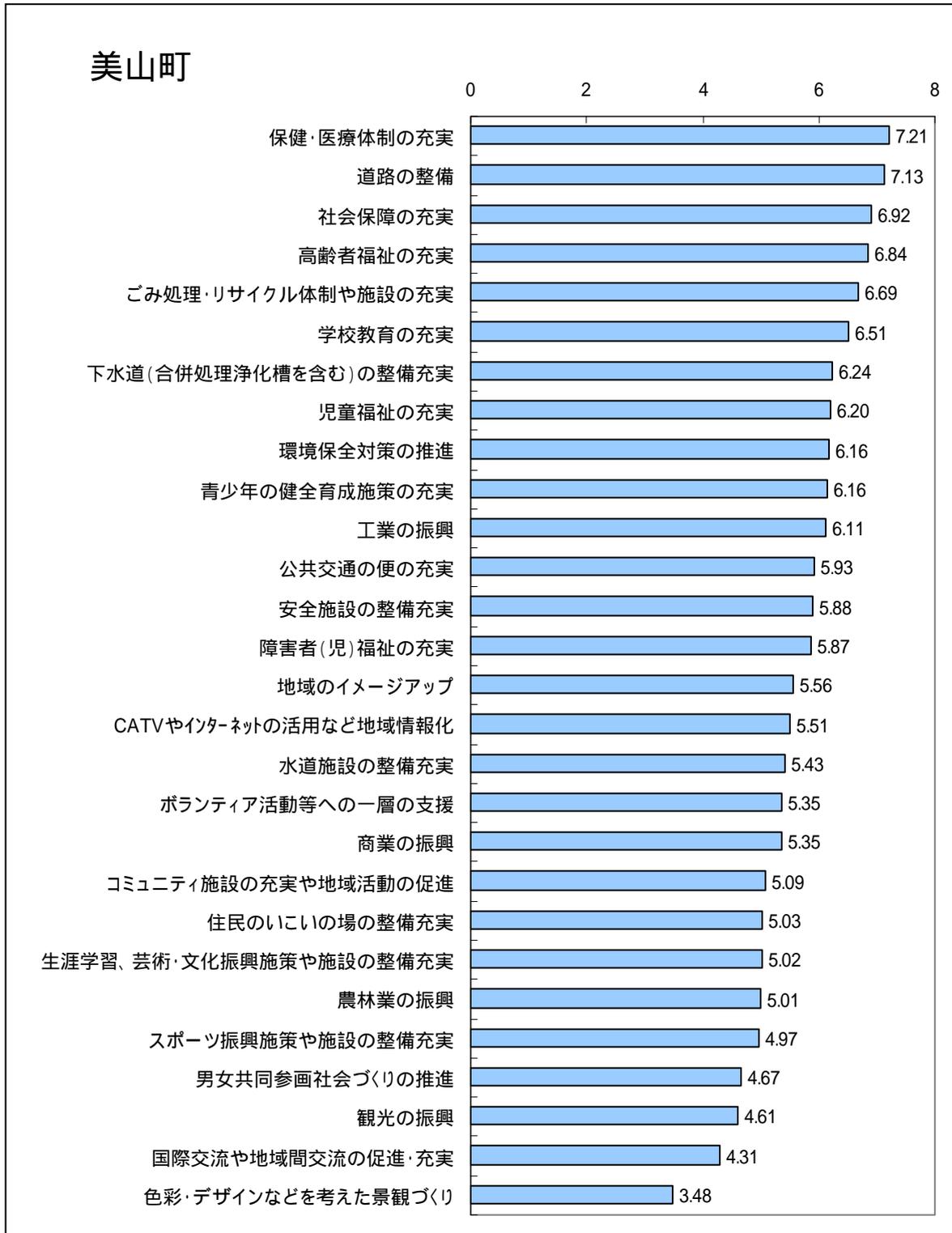


図 11 各項目の期待度（美山町、期待度降順）

（単位：ポイント）



(4) 自由意見

問 8 最後に、山県郡 3 町村の将来についての、あなたの夢やアイデア、率直なご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

問 8 の自由意見欄に意見などを記入した人は 1,401 人で、回答者に対する記入率は 33.7% でした。これらの自由記述された要望や意見を集約すると、記入された意見は 2,481 件となっています。[表 6 参照]

表 6 自由意見記入状況

	全体	高富町	伊自良村	美山町	居住町村不明
回答者数	4,162	2,401	420	1,256	85
自由意見記入者数	1,401	842	146	393	20
記入率	33.7%	35.1%	34.8%	31.3%	23.5%
意見の件数	2,481	1,404	288	758	31

集約した意見を、行財政に関すること、道路・交通に関すること、生活環境・基盤整備に関すること、教育・文化・スポーツに関すること、福祉・医療に関すること、産業に関すること、まちづくりに関すること、その他施設に関すること、合併について、という 9 つのカテゴリーで分類し、代表的な意見をまとめると以下の通りとなっています。

全体のとりまとめ

[行財政に関すること]

行財政に関する意見は全 226 件で、職員の削減や職員の資質向上といった職員に関する意見が 70 件、税金に関する意見が 44 件などとなっています。

[道路・交通に関すること]

道路・交通に関する意見は全 296 件で、国・県道をはじめとした道路整備に関する意見が 102 件、バスなどの公共交通機関への意見は 69 件、東海環状自動車道（高富インターチェンジ）に関する意見が 25 件などとなっています。

[生活環境・基盤整備に関すること]

生活環境に関する意見は全 287 件で、自然保護・環境保全に関する意見が 85 件、公園やいこいの場に関する意見が 58 件、ごみ処理やリサイクルに関する意見が 42 件、下水道の整備に関する意見が 34 件、都市景観に関する意見が 32 件などとなっています。

[教育・文化・スポーツに関すること]

教育・文化・スポーツに関する意見は全 175 件で、スポーツに関する意見が 59 件あり、そのうちプールに関する意見が 30 件となっています。また、教育制度・教育施設に関する意見が 49 件、文化ホールといった文化施設に関する意見が 31 件、図書室(館)に関する意見が 28 件などとなっています。

[福祉・医療に関すること]

福祉・医療に関する意見は全 115 件で、高齢者福祉に関する意見が 52 件、児童福祉・子育て支援に関する意見が 34 件などとなっています。

「産業に関すること」

産業に関する意見は全 184 件で、雇用促進・企業誘致に関する意見が 78 件、観光・レクリエーションに関する意見が 62 件、商業振興に関する意見が 27 件などとなっています。

[まちづくりに関すること]

まちづくりに関する意見は全 195 件で、コミュニティ活動に関する意見が 30 件などとなっています。

[その他施設に関すること]

その他施設に関する意見は全 76 件で、CATVの活用など地域情報化に関する意見が 27 件などとなっています。

[合併について]

合併に関する意見は全 927 件で、合併の是非に関する意見が 354 件あり、このうち合併に賛成、肯定的な意見は 238 件、合併に反対、否定的な意見は 116 件となっています。また、合併への不安が 177 件、合併に関する情報を求める意見が 117 件、岐阜市との合併についての意見が 93 件などとなっています。

居住町村ごとのとりまとめ

高富町

[行財政に関すること]

行財政に関する意見は全 130 件で、職員の削減や職員の資質向上といった職員に関する意見が 42 件、税金に関する意見が 27 件、行政の効率化に関する意見が 17 件などとなっています。

[道路・交通に関すること]

道路・交通に関する意見は全 168 件で、国・県道をはじめとした道路整備に関する意見が 45 件、バスなどの公共交通機関への意見は 33 件、東海環状自動車道（高富インターチェンジ）に関する意見が 21 件などとなっています。

[生活環境・基盤整備に関すること]

生活環境に関する意見は全 174 件で、公園やいこいの場に関する意見が 42 件、自然保護・環境保全に関する意見が 40 件、下水道の整備に関する意見が 24 件、都市景観に関する意見が 22 件、同数でゴミ処理やリサイクルに関する意見が 22 件などとなっています。

[教育・文化・スポーツに関すること]

教育・文化・スポーツに関する意見は全 126 件で、スポーツに関する意見が 50 件あり、そのうちプールに関する意見が 28 件となっています。また、文化ホールといった文化施設に関する意見が 25 件、教育制度・教育施設に関する意見が 24 件、同数で図書室（館）に関する意見が 24 件などとなっています。

[福祉・医療に関すること]

福祉・医療に関する意見は全 58 件で、高齢者福祉に関する意見が 28 件、児童福祉・子育て支援に関する意見が 13 件などとなっています。

[産業に関すること]

産業に関する意見は全 96 件で、観光・レクリエーションに関する意見が 38 件、雇用促進・企業誘致に関する意見が 25 件、商業振興に関する意見が 21 件などとなっています。

[まちづくりに関すること]

まちづくりに関する意見は全 112 件で、コミュニティ活動に関する意見が 22 件などとなっています。

[その他施設に関すること]

その他施設に関する意見は全 40 件で、CATVの活用など地域情報化に関する意見が 17 件などとなっています。

[合併について]

合併に関する意見は全 500 件で、合併の是非に関する意見が 161 件あり、このうち合併に賛成、肯定的な意見は 110 件、合併に反対、否定的な意見は 51 件となっています。また、岐阜市との合併についての意見が 76 件、合併に関する情報を求める意見が 74 件、合併への不安が 67 件などとなっています。

伊自良村

[行財政に関すること]

行財政に関する意見は全 23 件で、職員の削減や職員の資質向上といった職員に関する意見が 9 件、税金に関する意見が 6 件などとなっています。

[道路・交通に関すること]

道路・交通に関する意見は全 19 件で、バスなどの公共交通機関への意見は 9 件、国・県道をはじめとした道路整備に関する意見が 6 件などとなっています。

[生活環境・基盤整備に関すること]

生活環境に関する意見は全 36 件で、自然保護・環境保全に関する意見が 20 件を占めています。

[教育・文化・スポーツに関すること]

教育・文化・スポーツに関する意見は全 14 件で、教育制度・教育施設に関する意見が 7 件を占めています。

[福祉・医療に関すること]

福祉・医療に関する意見は全 12 件で、児童福祉・子育て支援に関する意見が 5 件、介護保険や高齢者福祉に関する意見が 4 件などとなっています。

[産業に関すること]

産業に関する意見は全 31 件で、雇用促進・企業誘致に関する意見が 16 件、観光・レクリエーションに関する意見が 7 件などとなっています。

[まちづくりに関すること]

まちづくりに関する意見は全 23 件となっています。

[その他施設に関すること]

その他施設に関する意見は全 13 件で、地域情報化に関する意見が 6 件などとなっています。

[合併について]

合併に関する意見は全 117 件で、合併の是非に関する意見が 51 件あり、合併に賛成、肯定的な意見は 30 件、合併に反対、否定的な意見は 21 件となっています。また、合併への不安が 18 件、合併に関する情報を求める意見が 16 件、合併新市の名称に関する意見が 14 件などとなっています。

美山町

[行財政に関すること]

行財政に関する意見は全 69 件で、職員の削減や職員の資質向上といった職員に関する意見が 19 件、議員に関する意見が 11 件、同数で税金に関する意見が 11 件などとなっています。

[道路・交通に関すること]

道路・交通に関する意見は全 107 件で、国・県道をはじめとした道路の整備という意見が 51 件を占めます。また、バスなどの公共交通機関への意見は 27 件などとなっています。

[生活環境・基盤整備に関すること]

生活環境に関する意見は全 73 件で、自然保護・環境保全に関する意見が 23 件、公園やいこいの場に関する意見が 14 件、ごみ処理に関する意見が 13 件などとなっています。

[教育・文化・スポーツに関すること]

教育・文化・スポーツに関する意見は全 34 件で、教育制度・教育施設に関する意見が 18 件を占めています。

[福祉・医療に関すること]

福祉・医療に関する意見は全 44 件で、高齢者福祉に関する意見が 20 件、児童福祉・子育て支援に関する意見が 16 件などとなっています。

[産業に関すること]

産業に関する意見は全 53 件で、雇用促進・企業誘致に関する意見が 22 件、観光・レクリエーションに関する意見が 16 件などとなっています。

[まちづくりに関すること]

まちづくりに関する意見は全 58 件で、山間へき地の活性化や地域格差の是正といった意見が 15 件などとなっています。

[その他施設に関すること]

その他施設に関する意見は全 22 件で、無駄な公共施設をつくらないでほしいといった意見が 7 件などとなっています。

[合併について]

合併に関する意見は全 298 件で、合併の是非に関する意見が 136 件あり、このうち合併に賛成、肯定的な意見は 95 件、合併に反対、否定的な意見は 41 件となっています。また、合併への不安が 89 件、合併に関する情報を求める意見が 27 件などとなっています。

居住町村不明

[行財政に関すること]

行財政に関する意見は全 4 件となっています。

[道路・交通に関すること]

道路・交通に関する意見は全 2 件となっています。

[生活環境・基盤整備に関すること]

生活環境に関する意見は全 4 件となっています。

[教育・文化・スポーツに関すること]

教育・文化・スポーツに関する意見は全 1 件となっています。

[福祉・医療に関すること]

福祉・医療に関する意見は全 1 件となっています。

[産業に関すること]

産業に関する意見は全 4 件となっています。

[まちづくりに関すること]

まちづくりに関する意見は全 2 件となっています。

[その他施設に関すること]

その他施設に関する意見は全 1 件となっています。

[合併について]

合併に関する意見は全 12 件で、合併の是非に関する意見が 6 件あり、このうち合併に賛成、肯定的な意見は 3 件、合併に反対、否定的な意見は 3 件となっています。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		慣行の取扱い	協議細目	市民の歌、市民の踊り、市のキャラクタ-マ-ク、市のキャッチフレ-ズ、共同声明
調整の方針		(案) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。 現在の伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。 市のキャラクタ-マ-ク及びキャッチフレ-ズについては、新市において検討する。 現在の伊自良村のキャラクタ-マ-ク及びキャッチフレ-ズについては伊自良地域のキャラクタ-マ-ク及びキャッチフレ-ズとする。 共同声明については、新市において検討する。		
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考
町村の歌 (愛唱歌)		【ふるさとの詩】 周知時期 平成12年11月5日 【伊自良音頭】 周知時期 昭和30年4月1日 【伊自良の四季】 周知時期 平成7年11月3日	【美山町民の歌】 周知時期 昭和46年11月7日 【美山音頭】 周知時期 昭和46年11月7日	
町村の踊り		【伊自良音頭】 周知時期 昭和30年4月1日	【美山音頭】 周知時期 昭和46年11月7日	
キャラクターマーク	名称	【ハッチョレくん】		『ハッチョレくん』については、伊自良地域のキャラクタ-マ-クとするが、新市において任意団体で使用する場合は許可制とする。
	目的	村の個性の明確化とイメ-ジアップ 村合併40周年記念事業		
	概要	伊自良とゴジラをユ-モラスに結び、伊自良湖に現る愛敬たっぴりの柿の快獣を表現したもので、村のおおらかな発展を象徴。		
キャッチフレ-ズ		【元気モリモリ天湖森】 元気モリモリは村の活力、天は澄んだ空気、美しい星空、湖は満々と水をたたえる伊自良湖、森は豊かな森林を表現したもの。		
共同声明	相手先	アメリカ合衆国 オレゴン州 フロ-レンス市		
	署名年月日	平成8年6月21日		
	合意項目	1.伊自良村と、フロ-レンス市は、両村市交流の意義、重要性について、市民の啓発に努める。 2.両村市は、市民レベルの交流について、相互に協力・支援する。 3.両村市の交流成果を高めるため、双方に「伊自良・フロ-レンス友の会」を設立する。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				協議細目	
調整の方針	(案) 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。					
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考		
1. 農業委員の現状	1. 農業委員の定数及び任期 (1) 定数 22人 選挙委員 16人 選任委員 6人 A 議会推薦 4人 B 農業協同組合推薦 1人 C 農業共済組合推薦 1人 2. 任期 平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで	1. 農業委員の定数及び任期 (1) 定数 13人 選挙委員 10人 選任委員 3人 A 議会推薦 1人 B 農業協同組合推薦 1人 C 農業共済組合推薦 1人 2. 任期 平成13年12月21日から 平成16年12月20日まで	1. 農業委員の定数及び任期 (1) 定数 17人 選挙委員 10人 選任委員 7人 A 議会推薦 5人 B 農業協同組合推薦 1人 C 農業共済組合推薦 1人 2. 任期 平成11年7月20日から 平成14年7月19日まで			
2. 新市の農業委員会の選挙による委員の定数及び任期	区 分	選 任 方 法 等	定 数	任 期	根 拠 法 令	
	原則 1	新たに選挙する。	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条第1項、第7条第1項及び第15条第1項	
	特 例 (合併特例法)	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条第1項、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項	
	新市に1つの委員会を置く場合					

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目																								
調整の方針																										
項目	備	考																								
3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	<p>農業委員会等に関する法律 (抄) (設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という)のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令(第1)で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 - 省略 -</p> <p>1 農業委員会等に関する法律施行令 (抄) (2以上の農業委員会を置くことができる市町村)</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>参 考】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">高 富 町</th> <th style="width: 15%;">伊自良村</th> <th style="width: 15%;">美 山 町</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域面積 (ha)</td> <td style="text-align: center;">3,922</td> <td style="text-align: center;">2,482</td> <td style="text-align: center;">15,800</td> <td style="text-align: center;">22,204</td> <td>国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 (平成12年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>農地面積 (ha)</td> <td style="text-align: center;">647</td> <td style="text-align: center;">331</td> <td style="text-align: center;">258</td> <td style="text-align: center;">1,236</td> <td rowspan="2">2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>農家戸数 (戸)</td> <td style="text-align: center;">1,077</td> <td style="text-align: center;">372</td> <td style="text-align: center;">392</td> <td style="text-align: center;">1,841</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	高 富 町	伊自良村	美 山 町	合 計	備 考	区域面積 (ha)	3,922	2,482	15,800	22,204	国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 (平成12年10月1日現在)	農地面積 (ha)	647	331	258	1,236	2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)	農家戸数 (戸)	1,077	372	392	1,841
区 分	高 富 町	伊自良村	美 山 町	合 計	備 考																					
区域面積 (ha)	3,922	2,482	15,800	22,204	国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 (平成12年10月1日現在)																					
農地面積 (ha)	647	331	258	1,236	2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)																					
農家戸数 (戸)	1,077	372	392	1,841																						

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目													
調整の方針															
項目	備		考												
3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	<p>農業委員会等に関する法律 (抄) (選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令(<u>2</u>)で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2 ~ 5 - 省略 -</p> <p>2 農業委員会等に関する法律施行令 (抄) (選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="721 1314 2386 1661"> <thead> <tr> <th data-bbox="721 1314 872 1365">区</th> <th data-bbox="872 1314 2234 1365">分</th> <th data-bbox="2234 1314 2386 1365">定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="721 1365 872 1566">1</td> <td data-bbox="872 1365 2234 1566">(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という)が1,100以下の農業委員会</td> <td data-bbox="2234 1365 2386 1566">20人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 1566 872 1612">2</td> <td data-bbox="872 1566 2234 1612">1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td data-bbox="2234 1566 2386 1612">30人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 1612 872 1661">3</td> <td data-bbox="872 1612 2234 1661">その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td data-bbox="2234 1612 2386 1661">40人以下</td> </tr> </tbody> </table>			区	分	定数の基準	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という)が1,100以下の農業委員会	20人以下	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
区	分	定数の基準													
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という)が1,100以下の農業委員会	20人以下													
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下													
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下													

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会

産業分科会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目												
調整の方針														
項目	備	考												
3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	<p>市町村の合併の特例に関する法律 (抄) (農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、第2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 - 省略 -</p>													
4. 先進事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新市町村名</th> <th>合併の期日</th> <th>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市</td> <td>平成13年5月1日</td> <td>3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</td> </tr> <tr> <td>西東京市</td> <td>平成13年1月21日</td> <td>農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</td> </tr> <tr> <td>篠山市</td> <td>平成11年4月1日</td> <td>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</td> </tr> </tbody> </table>	新市町村名	合併の期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	さいたま市	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	西東京市	平成13年1月21日	農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	篠山市	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。	
新市町村名	合併の期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い												
さいたま市	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。												
西東京市	平成13年1月21日	農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。												
篠山市	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。												

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目		
調整の方針	<p>(案) 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。 その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p>			
項 目	備 考	先 進 事 例		
3町村のみで構成する一部事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県消防組合 山県郡環境衛生施設組合 山県郡保健福祉事務組合	<p>地方自治法 (抄) (組合の種類及び設置) 第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。 2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。(第2項後段及び第3項～第6項 省略)</p>	新市町村名		
		合併の期日	一部事務組合等の取扱い	
		さいたま市	平成13年5月1日	埼玉県浦和競馬組合及び埼玉県都市競艇組合は新市において現行どおり組合に加入する。
		西東京市	平成13年1月21日	一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
その他の一部事務組合 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合 岐北衛生施設利用組合 岐阜県市町村職員退職手当組合 中濃市町村造林組合 岐阜県市町村会館組合	<p>(組織、事務及び規約の変更) 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(第1項ただし書及び第2項 省略)</p> <p>(解散) 第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分) 第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p>	篠山市		
		平成11年4月1日	4町は合併の日の前日をもって、広域行政事務組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。	
		あきる野市	平成7年9月1日	(1)一部事務組合等については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 (2)協議会等については、2市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	備考		摘要
<p>協議会</p> <p>岐阜地域広域市町村圏協議会</p> <p>共同設置機関</p> <p>山県郡公平委員会</p>	<p>地方自治法 (抄) (協議会の設置) 第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。(第 2 項～第 6 項 省略)</p> <p>(協議会の組織の変更及び廃止) 第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。</p> <p>地方自治法 (抄) 第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号、第 2 項～第 8 項 省略)</p> <p>地方公務員法 (抄) (人事委員会又は公平委員会の設置) 第 7 条 (第 1 項及び第 2 項 省略) 3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>地方自治法 (抄) (機関等の共同設置) 第 252 条の 7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第 174 条第 1 項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。(第 3 項 省略)</p>		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

参考1)

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い				協議細目
調整の方針					
種類	名称	管理者等	構成市町村等	設立等年月日	共同処理事務等の内容
一部事務組合	山県郡障害児療育施設事務組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	平成3年4月1日設立	山県郡内に居住する心身障害児が当該施設へ通園して行う療育指導に関する事務
	山県郡老人福祉施設事務組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和62年4月1日設立	養護老人ホームの設置及び管理に関する事務
	山県消防組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和56年4月1日設立	消防に関する事務
	山県郡環境衛生施設組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和49年6月19日設立	一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する事務
	山県郡保健福祉事務組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和36年7月1日設立	介護保険に関する事務
	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合	岐阜市長	高富町、伊自良村、美山町など、5市15町村	昭和52年4月1日設立	組合構成市町村の区域内に居住する学齢前の肢体不自由児が当該施設へ通園して行う肢体機能回復訓練の実施及び育成指導に関する事務
	岐北衛生施設利用組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町、武芸川町、洞戸村、板取村	昭和45年8月31日設立	し尿処理、火葬場の設置及び管理運営事務
	岐阜県市町村職員退職手当組合	久々野町長	高富町、伊自良村、美山町など、8市85町村、55一部事務組合・広域連合	昭和36年10月1日設立	構成市町村等の常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務
	中濃市町村造林組合	美濃市長	美山町など、2市6町村	昭和32年4月1日設立	組合が保有する造林事業等に関する事務
	岐阜県市町村会館組合	垂井町長	高富町、伊自良村、美山町など、99市町村	昭和30年9月2日設立	組合構成市町村職員等の福利厚生に関する事業等を行う団体等の用に供するための事務所の設置及び管理に関する事務
協議会	岐阜地域広域市町村圏協議会	岐阜市長	高富町、伊自良村、美山町など、3市14町村	昭和47年7月17日設立	広域市町村圏計画の策定及び事務連絡調整に関する事務
共同設置	山県郡公平委員会		高富町、伊自良村、美山町、山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合、山県郡保健福祉事務組合	平成12年4月1日設置	構成市町村等の常勤の一般職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査、必要な措置

平成13年4月1日現在

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

(参考2)

専門部会

合併協議会事務局

協議項目		一部事務組合等の取扱い								協議細目					
調整の方針															
項目		主 な 財 産								債 務			備 考		
		土 地 ・ 建 物				備 品 (車 両 の み)				基 金				地方債等	債務負担行為 に基づく平成 13年度以降 の支出予定額
		土 地	建 物			乗用車	貨物車	その他	計	財政調整基金	その他	計			
	木 造	非 木 造	計												
一 部 事 務 組 合	山 県 郡 障 害 児 療 育 施 設 事 務 組 合			391m ²	391m ²							21,900千円			
	山 県 郡 老 人 福 祉 施 設 事 務 組 合		68m ²	2,034m ²	2,102m ²	3台			3台	7,663千円		7,663千円	50,378千円		
	山 県 消 防 組 合	3,761m ²		1,536m ²	1,536m ²	1台	3台	14台	18台	21,579千円	159,893千円	181,472千円	40,205千円		
	山 県 郡 環 境 衛 生 施 設 組 合	16,816m ²		2,790m ²	2,790m ²		1台	2台	3台		80,005千円	80,005千円	752,364千円		
	山 県 郡 保 健 福 祉 事 務 組 合	2,563m ²		180m ²	180m ²	2台			2台		77,335千円	77,335千円			
合 計		23,140m ²	68m ²	6,931m ²	6,999m ²	6台	4台	16台	26台	29,242千円	317,233千円	346,475千円	864,847千円		

平成13年3月31日現在

合併協議会視察受入実績（予定）状況

平成14年2月1日現在

1. 実績（平成13年8月1日～平成14年1月31日）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバ - 広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	23名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	21名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町	15名
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	11名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	34名
11月12日	石川県羽咋都市広域圏事務組合	35名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	8名
12月10日	山梨県南部町議会	17名
1月17日	広島県世羅町議会	9名
1月21日	下呂町議会	13名
1月25日	長野県東筑摩郡町村会	11名
1月29日	福井県今庄町、南条町、河野村合併研究会	16名

2 . 予定 (平成 14 年 2 月 1 日 ~)

月 日	視 察 団 体 名	視察研修予定者数
2 月 6 日	石川県能登島町広域合併協議会	33 名
2 月 7 日	福井県市町村職員	40 名
2 月 12 日	山梨県富沢町議会	16 名
2 月 14 日	奈良県山添町議会	16 名
2 月 26 日	八幡町議会	10 名